

## 課程認定後の教職課程の質保証・向上に関する現状

1. 教職課程認定大学実地視察
2. 教員養成の状況に関する情報の公表
3. 全学的に教職課程を実施する体制
4. 自己点検・評価等の内部質保証の取組
5. 認証評価
6. 教職課程を担当する教員に対するFD

# 1. 教職課程認定大学実地視察

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会においては、「教職課程認定大学実地視察規程(教員養成部会決定)」に基づき、認定後の教職課程の水準の維持・向上を図るため、認定課程を有する大学に対して、実地視察を行っている。

・実地視察大学数の推移(直近5年)

H30:3校、H29:1校、H28:14校、H27:26校、H26:29校

## 1. 実地視察の内容

■ 実地視察は、教職課程認定基準(教員養成部会決定)等に基づき、主として次の点に留意しながら、当該大学が、必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する。

- ①教員養成に対する理念、設置の趣旨等 ②教育課程及び履修方法 ③教員組織  
④施設・設備(図書等を含む。) ⑤教育実習の実施計画、実習校等 ⑥学則 ⑦学生の教員への就職状況  
(教職課程認定大学実地視察規程2(1))

## 2. 視察者

■ 実地視察は教員養成部会及び課程認定委員会に属する委員等2名以上で分担して行い、文部科学省担当官が同行し事務にあたる。また必要に応じて、都道府県及び市区町村担当者を参加させることができる。

(教職課程認定大学実地視察規程2(2)(5)(6))

## 3. 視察結果の公表

■ 実地視察の結果は、文部科学省ホームページで公表。 (教職課程認定大学実地視察規程4(3))

- (例)・必要とされる専任教員数を満たしていない状況が確認されたため、速やかに是正するよう求めた。  
・科目の趣旨に照らして適切な授業内容となるように、内容を再度検討するよう求めた。 等

## 4. 視察結果による認定取消に関する意見

■ 実地視察大学の教職課程が教職課程認定基準より低下した状態にあり、著しく適正を欠くと認められる場合は、教員養成部会は文部科学大臣に当該教職課程の認定の取消についての意見を述べるができる。

(教職課程認定大学実地視察規程5) 1

## 2. 教員養成の状況に関する情報の公表

認定課程を有する大学は、教職課程の質の向上及び社会に対する説明責任を果たす観点から、教員養成の状況に関する情報の公表について、平成27年度から義務付けられている。

(教育職員免許法施行規則第22条の6)

・教員養成の状況に関する情報を公表している大学:96.8%

※公益財団法人大学基準協会調査(平成29年9月実施):一種免許状の認定課程を有する501大学対象

### ■ 教育職員免許法施行規則第22条の6に定める各項目別の公表状況

※公益財団法人大学基準協会調査(平成29年9月実施)

- |     |   |         |
|-----|---|---------|
| ①   | 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画                | (87.2%) |
| ②-1 | 教員の養成に係る組織                              | (83.5%) |
| ②-2 | 教員の養成に係る教員の数                            | (76.6%) |
| ②-3 | 教員養成に係る各教員が有する学位・業績・担当授業科目              | (82.3%) |
| ③   | 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画 | (90.6%) |
| ④   | 卒業者の教員免許状の取得の状況                         | (84.6%) |
| ⑤   | 卒業者の教員への就職の状況                           | (86.1%) |
| ⑥   | 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組                    | (68.7%) |

### 3. 全学的に教職課程を実施する体制

認定課程を有する大学において教職課程の全学的なマネジメント体制を整備するため、教職課程センターといった全学的な独立の組織の設置や、全学教職課程運営委員会といった全学的な会議体を設置している大学が多い。

※公益財団法人大学基準協会調査(平成29年9月実施): 一種免許状の認定課程を有する501大学対象

(参考)認定課程を有する大学として求められる責務(教育職員免許法施行規則)

- ・「認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。」(22条)
- ・「認定課程を有する大学は、学生が普通免許状に係る所要資格を得るために必要な科目の単位を修得するに当たっては、当該認定課程の全体を通じて当該学生に対する適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない」(22条の4)
- ・「認定課程を有する大学は、教育実習、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習、養護実習及び栄養教育実習(以下この条において「教育実習等」という。)を行うに当たっては、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない」(22条の5)
- ・「認定課程を有する大学は、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものとする」(22条の6)

#### ■ 教職課程の全学的なマネジメント体制の整備状況

※公益財団法人大学基準協会調査(平成29年9月実施)

- |                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ① 教職課程センターといった全学的な独立の組織を設置           | (35.7%) |
| ② 全学教職課程運営委員会といった全学的な会議体を設置          | (78.2%) |
| ③ 各教職課程に組織された委員会がその責任において同課程を運営      | (21.2%) |
| ④ 全学的な組織は設けず、各学部・学科等がその責任において教職課程を運営 | (9.2%)  |
| ⑤ その他                                | (2.4%)  |

## 4. 自己点検・評価等の内部質保証の取組

大学は、教育研究等の総合的な状況について、自己点検・評価を行い、その結果を公表することが義務づけられている。  
(学校教育法第109条第1項)

### ■ 教職課程の自己点検・評価等の内部質保証の取組状況

※公益財団法人大学基準協会調査(平成29年9月実施)：一種免許状の認定課程を有する501大学対象

- |                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ① 学部等の自己点検・評価の中で教職課程を検証し改善・改革に連結     | (35.9%) |
| ② 教職課程のカリキュラム委員会等を通じて同課程を検証し改善・改革に連結 | (50.3%) |
| ③ ②以外の方法で教職課程独自の自己点検・評価を構築・運用        | (5.8%)  |
| ④ シラバスを個別にチェックすることで改善・改革に連結          | (49.5%) |
| ⑤ 内部質保証の体制は未整備                       | (16.4%) |
| ⑥ その他                                | (3.6%)  |

### (参考)自己点検・評価

- ・学校教育法第109条第1項 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- ・学校教育法施行規則166条 大学は、学校教育法第109条第1項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

## 5. 認証評価

大学は、自己点検・評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関による認証評価を受けることが義務づけられている。  
(学校教育法第109条第2項及び第3項)

### 1. 認証評価の周期

- 大学・短大・高等専門学校は7年以内、専門職大学等・専門職大学院は5年以内ごとに認証評価を受けることが必要。

### 2. 認証評価を行う機関の認証

(学校教育法施行令第40条)

- 認証評価を行う機関は、文部科学大臣の「認証」を受けることが必要。  
(学校教育法第110条第1項)

### 3. 認証評価の実施

- 認証評価機関は、大学が行う自己点検・評価の結果分析及び実地調査により、自ら定める大学評価基準に基づき認証評価を行う。
- 大学評価基準は、大学設置基準等の法令に適合し、大学の特色ある教育研究の進展に資する項目が定められており、以下の事項について認証評価を行うものとして定められていることが必要。
  - ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥卒業認定方針・教育課程の編成実施方針・入学者受入方針、⑦教育研究活動等の情報公表、⑧教育研究活動等の改善の仕組、⑨財務、⑩その他教育研究活動等

(学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第1条)

### 4. 評価結果の公表

- 認証評価機関は、認証評価の結果について、①大学への通知、②公表、③文部科学大臣への報告が必要。  
(学校教育法第110条第4項)

## 6. 教職課程を担当する教員に対するFD

大学は、教育内容等の改善のための組織的な研修等（FD：ファカルティディベロップメント）の実施が義務づけられている。（大学設置基準第25条の3）

教職課程を担当する教員に対するFDを実施している大学もある。

※公益財団法人大学基準協会調査（平成29年9月実施）：一種免許状の認定課程を有する501大学対象

### ■ 教職課程に特化したFDの取組状況

※公益財団法人大学基準協会調査（平成29年9月実施）

- |  |          |
|--|----------|
| ① 教職課程を担っている全専任教員による組織的なFD活動を展開                    | （ 9. 0%） |
| ② 部局（学部等）の専任教員が参加して行う全体的なFDの取組の一環として、<br>教職課程FDを実施 | （22. 9%） |
| ③ 教職課程の教育内容・方法を目的とするFDは制度化していない                    | （61. 2%） |
| ④ わからない  | （ 6. 2%） |
| ⑤ その他  | （ 0. 6%） |

### （参考）ファカルティディベロップメント（FD）

- ・大学設置基準第25条の3 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。